午前10時 0分開会

○議長(土屋 忍君) おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しております。よって、平成26年2月下田市議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会期の決定

○議長(土屋 忍君) 日程により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これにご異議はございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(土屋 忍君) ご異議はないものと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元にご通知いたしました案のとおりでありますので、ご承知願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長(土屋 忍君) 次は、日程により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、7番 沢登英信君と8番 藤井六一君の両名を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長(土屋 忍君) 次は、日程により、諸般の報告を申し上げます。

最初に、議長会関係について申し上げます。

1月15日、第131回静岡県東部地区市議会議長会が沼津市で開催され、私と副議長が出席いたしました。

この議長会では、富士市提出の少人数学級の推進、教職員定数の増員及び優秀な人材確保 について、及び沼津市提出の防災・減災対策としての高台移転の促進についての2件の議案 を審議し、可決されました。この提出議案2件につきましては、1月30日開催の第146回静岡県市議会議長会定期総会に提出することに決定いたしました。

次に、1月20日、静岡県地方議会議長連絡協議会の平成25年度第2回政策研修会が静岡市で開催され、私と副議長が出席いたしました。この研修会では、教育改革実践家の藤原和博氏を講師に「つなげよう!学校と地域社会~子どもたちの未来を拓くために」の講演を聴取いたしました。

次に、1月30日、第146回静岡県市議会議長会定期総会が焼津市で開催され、私と副議長が出席いたしました。

この総会では、平成25年度会務報告並びに平成26年度の予算審議を初め、富士市提出の少人数学級の推進、教職員定数の増員及び優秀な人材確保について、沼津市提出の防災・減災対策としての高台移転の促進について、菊川市提出の少子化対策の推進について、及び湖西市提出の中小企業の支援についての4件の議案が審議され、可決されました。この議決事項の処理につきましては、会長に一任することに決定いたしました。

続いて、平成26年度当議長会の役員の改選が行われ、下田市は静岡県議長会の選考委員に 内選されました。

また、この総会で当議長会表彰規程に基づく表彰が行われ、大川敏雄議員に勤続35年以上、 増田清議員に勤続15年以上、及び大黒孝行議員に勤続15年以上と正副議長4年以上の表彰が ありました。後ほど、出席議員に表彰の伝達をいたします。

次に、総会関係について申し上げます。

1月16日、(仮称)一條・稲梓線道路建設促進期成同盟会総会が南伊豆町で開催され、私と副議長が出席をいたしました。

次に、他市からの行政視察について申し上げます。

1月17日、愛知県半田市の防災減災特別委員会の議員6名が防災・減災対策の取り組みについてを視察されました。

次に、市長より、車両物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定についての専決処分事件の報告1件の提出がありました。議席配布をしてありますのでご覧ください。

ここで、先ほど申し上げました第146回静岡県市議会議長会定期総会で表彰を受けられま した大川敏雄議員、大黒孝行議員に表彰の伝達をいたします。

なお、下田市議会慶弔見舞い等に関する内規により、お祝い金を贈呈いたしますので、ご 了承願います。 表彰を受けられました議員の方は、中央にお進みください。

〔表彰状伝達 拍手〕

- ○議長(土屋 忍君) ここで、表彰を受けられました議員を代表いたしまして、大川敏雄議員よりご挨拶がございます。
- **〇14番(大川敏雄君)** 皆さん、おはようございます。

先ほど、表彰をいただいたんですが、大変3人とも光栄に思っております。とりわけ、長年にわたって私ども3名を本当に市民の厚い厚い心の中で支えていただいたことに対して、私どもは心から感謝申し上げると同時に、とりわけ裏方で私たちを支えてくれた家族に対して本当に感謝をしているものであります。

なおかつ、私の場合は、明日がちょうど立春で73歳になります。35年間、ともかく病気で 議会を休んだことはないわけで、これまた健康な私自身を生んでいただいた、誕生させてい ただいた亡き両親に対して、心から私は感謝を申し上げる次第です。

こういう機会ですから、せっかくです。35年もやりましたから、過去の取り組んだ課題を 何点か報告をさせていただいて、お礼にかえさせていただきたいと思います。

私はちょうど昭和50年、34歳にして市会議員になりました。翌35歳のときですが、7月11日に集中豪雨がございました。七夕豪雨です。このときに、一口で言って下田は大変被害をこうむったわけです。その中でも、とりわけ二級河川の稲生沢川、蓮台寺川の水系は、本当に両河川の氾濫によりまして、大被害を受けました。私の住んでいる蓮台寺においては、軒下まで大体水位が来たわけです。そういうようなことの実態から、実は稲生沢川、蓮台寺川の改修に当たって、激甚災害の国の指定を受けたわけであります。そして、昭和50年代は、約50億を超えるでしょう改良事業が行われて、今日に、この二級河川になっているわけであります。

と同時に、この河川工事、特に稲生沢川の河川工事が決まって、たくさんの土砂が出ました。これを敷根の山中に搬入したわけであります。そして、ご存じのとおり、約6万坪の用地ができまして、健康広場だとかプールだとか下田小学校だとか、あるいは市民のスポーツセンターもそうですし、今、工事完了間近の認定こども園もできるのも、できたのも、これが要因になっているわけであります。

当時を振り返ってみますと、感謝しなければならないのは、関係住民の本当の、いわゆる 理解があったということと、地権者も大いに協力いただきました。加えて、自衛隊の皆さん 方の協力が本当にあったからこそ、今の6万坪が、あるいは施設ができたんだろうと私は思 っておるわけです。

これに連動して、実は、すぐやりましたのが、いわゆる下田小学校が高台に移りましたので、今の小学校を建てかえた。加えて、その後、下田小学校の跡地に市民の長年の希望でありましたところの市民文化会館だとか、総合福祉会館を建設したわけです。

そういう点からしますと、私がやった昭和50年からちょうど3期ぐらい、12年間で今の下田市の福祉、文化、あるいはスポーツ、これらの施設整備が完全に行われたということで、大変おもしろかった時代であります。

2つ目には、やはり、平成の初期ですね、バブル時代があったときに、例のヒノキ沢林道の山中に、産業廃棄物のいわゆる中間施設だとか最終処分場が建設をされ、そして、一方においては、バブルのときに、稲梓地域を中心にして、ゴルフ場の開発行為の動きが非常に頻繁に行われました。

そこで、産業廃棄物については、本当に皆さんもご存じのとおり約10年間、平成11年までですが、高圧線が断線したり火災が発生したり、あるいは焼却することによっての飛灰が、大賀茂地域にいろいろな公害の問題が発生しました。また、本当にどす黒い水が上大沢川の無名川に流れると、こういうようなことで、公害問題が非常に叫ばれたわけです。一議員として、それに対して対応できたというのは、私はよかったなと。まだ、この問題については今、未解決で、今の状況になっているわけです。

一方、ゴルフ場の開発でございますが、稲梓地域に3カ所ばかり建設しようという民間の動きがございました。これに対して、私どもは当時は、水源保護条例というのをつくって、ともかく厳しくしようというようなことで、水源保護条例がその背景の中でできたわけです。そして、3万市民のいわゆる安心した水を確保しよう、こういう一つの条例制定ができたのも思い出の一つです。

3つ目には、平成9年の5月から平成11年の4月まで議長をしていました。そのときに出ましたのは、こう眺めてみますと、今、現職の議員もいますけれども、住民から直接請求が泥水時の関係で出まして、ちょうど私は議長でやったんですが、決審の段階では昨日のごとく、傍聴に役者はそろい、いろんな報道機関もそろい、大変なときに議長をさせていただきました。ただ、私の心としては、公平にして、市民に開かれた議会にしようと、こういう決意のもとに、議長としての運営をさせていただいたわけです。そんなことが、取り組んだ主な事項です。そのほか、いろいろありますけれども、今日はそれだけにしておきます。

最後に、残りあとまあ1年です。重要課題を抱えております。どうか市会議員の皆さん、

当局の皆さん、お互いに英知を絞って、そして市民のために、いい一つの方向を打ち出すと、 こういう決意のもとで一年間やってまいりたいと思いますので、どうか今後ともご指導お願 いしまして、挨拶にかえさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

- ○議長(土屋 忍君) 次に、今臨時会に市長から提出議案の送付と説明員として出席する旨の通知がありましたので、事務局長をして朗読いたさせます。
- **〇事務局長(須田信輔君)** 朗読いたします。

下総庶第8号。平成26年2月3日。

下田市議会議長、土屋 忍様。静岡県下田市長、楠山俊介。

平成26年2月下田市議会臨時会議案の送付について。

平成26年2月3日招集の平成26年2月下田市議会臨時会に提出する議案を別紙のとおり送付いたします。

付議事件。

報第1号 専決処分の承認を求めることについて(平成25年度下田市一般会計補正予算 (第6号))、議第1号 認定こども園建設用地造成工事請負契約の締結についての一部変 更について、議第2号 認定こども園建設工事(建築)請負契約の締結についての一部変更 について。

下総庶第9号。平成26年2月3日。

下田市議会議長、土屋 忍様。静岡県下田市長、楠山俊介。

平成26年2月、下田市議会臨時会説明員について、平成26年2月3日招集の平成26年2月 下田市議会臨時会に説明員として下記の者を出席させるので、通知いたします。

記。市長 楠山俊介、副市長 糸賀秀穂、教育長 野田光男、企画財政課長 鈴木俊一、 総務課長 名高義彦、福祉事務所長 原 鋪夫、施設整備室長 土屋和寛、教育委員会学校 教育課長 土屋 仁。

以上でございます。

〇議長(土屋 忍君) 以上で諸般の報告を終わります。

◎報第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長(土屋 忍君) 次は、日程により、報第1号 専決処分の承認を求めることについて (平成25年度下田市一般会計補正予算(第6号))を議題といたします。 当局の説明を求めます。

企画財政課長。

〇企画財政課長(鈴木俊一君) それでは、議案件名簿の1ページをお開き願います。

報第1号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、地方自治法第179条第 1項の規定により、専第1号 平成25年度下田市一般会計補正予算(第6号)を別紙補正予 算のとおり、平成26年1月20日に専決処分させていただいたことにつきまして、同条第3項 の規定により議会の承認を求めるものでございます。

別紙あさぎ色の補正予算書及び補正予算の概要をご用意ください。

補正予算の内容でございますが、生活保護における医療扶助の増額が見込まれ、扶助費の 支払いに不足が生じるため、所要額を補正させていただいたものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

平成25年度下田市の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,092万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億7,536万8,000円としたものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入 歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の2ページ から3ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要によりご 説明申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算の概要の2ページ、3ページをお開きください。

歳入でございますが、企画財政課関係は、18款2項1目1節財政調整基金繰入金は1,000 万円の追加で、今回の補正財源として繰り入れるものでございます。

福祉事務所関係、14款1項1目5節国庫生活保護費等負担金3,900万円の増額と、15款1項1目4節県費生活保護費負担金192万2,000円の増額は、歳出の扶助費の増額に伴うものでございます。

4ページ、5ページをお開きください。

歳出でございますが、企画財政課関係、13款1項1目予備費107万8,000円の減額は、歳入 歳出調整額でございます。

福祉事務所関係、3款4項1目1751生活保護費支給事業5,200万円の増額は、医療費に係る生活保護扶助費でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、報第1号 専決処分の承認を求めることについてに係る専第1号 平成25年度下田市一般会計補正予算(第6号)の説明を終わらせていただきます。よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

○議長(土屋 忍君) 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

大川敏雄君。

- ○14番(大川敏雄君) 今回の専決の補正の主たる内容は、生活保護の扶助額を増やすと、こういうことでございますが、ご承知のとおり、12月の議会で実は4,264万4,000円補正しています。この理由としては、いわゆる保護者数が25年3月と25年10月に比較して、3月が316人、10月が322人と、そういうようなことで保護者数が増えたという理由で説明を受けました。12月補正をして、すぐさま今度は足りないから専決でやりましょうと、これはそれなりの理由があると思うんです。この辺の理由を、やはり市民の前に説明しておく必要があるんだろうと思いますが、ひとつ教えてください。
- 〇議長(土屋 忍君) 福祉事務所長。
- ○福祉事務所長(原 鋪夫君) ご指摘のとおり、12月定例会におきまして生活保護費の補正を行ったばかりということでございます。今回の専決補正が必要となったことにつきましては、私どもの予算見込みが甘く、大変申しわけございません。まず先におわび申し上げたいと思います。

まず、それと今回専決を行った理由につきましては、12月補正の算出におきましては、今後の保護世帯、保護人員等を見込み、生活扶助、住宅扶助費、医療扶助費等につきまして、今後必要となる扶助費額を見込むものであり、その中でも医療費につきましては、9月診療分を参考に計算をさせていただき、その補正を行ったものでございます。

今回の生活保護費の補正を行わなければならなかった大きな要因についてでございますが、 保護世帯、保護人員につきましては、昨年のような大幅な伸びは現在ございません。ただ、 医療費に大幅な伸びが生じたということで、それが大きな要因となっておるものでございま す。大幅に伸びた医療費の中でも、入院費の対象人員の増、また、この入院費に対する医療 費の高額な件数が多かったということが、今回の要因でございます。

また、この医療費の大幅な伸びによりまして、3月初旬までに行う2月、3月分の生活扶助、住宅扶助、また医療費扶助費の支払いが行えなくなる見込みが生じたため、専決により補正をさせていただいたというものでございます。

今後、全体で医療費等の増額を含めまして、3月末までに7,400万程度の不足が生じるということでございますが、今回、3月初旬までに支払いが行えなくなる見込みであります5,200万円を専決補正させていただいたというものでございまして、残りの不足分につきましては、3月補正でご審議をしていただきたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

- ○議長(土屋 忍君) ほかに質疑はございませんか。 小泉孝敬君。
- ○2番(小泉孝敬君) 昨年の12月のちょっと説明を受けたんですが、今もそうですが高額医療費の問題ですね、これが昨年のご答弁の中でも、医療費は恐らく今後も増えていくだろうというふうな話があったわけですけれども、3月もまたそういった形で補正も予定される、将来にわたってこの医療費というのは、一般も含めてですけれども、非常に増えてくる、減ることはないだろうというふうな、このままで何も手を打たなければ。恐らく、成人病もそうですし、いわゆるがんですとか、そういったいろんな形で予防するための方策というか、そういったものも同時進行で考えていかなければ、恐らくどんどん増えると思うんですが、この辺についてはどのような対策、予算と並行してどのような対策といいますか、そういうものをお考えですかね。それをちょっとお聞きしたいんですが。
- 〇議長(土屋 忍君) 福祉事務所長。
- ○福祉事務所長(原 鋪夫君) 確かに、医療費の伸びというものは現在、通常の市民の方々も医療費の伸びとか考えられると思います。生活保護におきましても、医療費の伸びがちょうど私どもの予想を上回るほどの額が今回出たということで、大変見込みが甘く、申しわけございません。

ただ、医療費の予防ということで、うちのほうのケースワーカーが今3人で、市内全域を 回らせていただいているんですが、まず、健診とか早目の受診等を心がけるように指導させ ていただいております。

ただ、生活保護になるという状況になった場合に、現在下田市におきましては、高齢世帯が60%、傷病世帯が約二十数%ということで、大部分が高齢、傷病世帯を抱えておるところでございます。生活保護の申請になりまして出てくることが、主に傷病世帯が割と多く、それによって収入が入らないということで生活保護を申請する方が多くなってきております。そうしますと、割と病状が重篤な方が多く、医者に診療を受診させますと、大きな手術とか入院が必要だという件数が、ここのところちょっと増えてきているところでございます。

入院しますと、手術費、また入院費等で大分高額な額が出ているということで、現在、医療で主に疾患としては、透析の手術の関係、または動脈瘤系統、がんの切除、または人工関節の置換とかということで、手術費におきましては、三、四十万ぐらいから百数十万円までの手術費、また、入院費につきましては、40万前後から120万円ぐらいということで、大分高額な医療費がかかっておるということですので、私どもも、早目の受診、早目の治療ということで、ケースワーカーをさせていただいております。

また、今回、生活保護法の改正ということで出ておりまして、26年7月ごろから施行される予定でございますが、また医療扶助の適正化ということで、指定医療機関制度の関係の見直し、また後発医療、ジェネリックの使用の関係、また国の指定医療機関への立ち入りとか、いろいろ法改正がございます。その辺でどの程度抑えられるかということで、ちょっと今、想像できませんが、医療の手法につきましては、うちのほうがなかなか医療機関に指導するわけにいきませんので、そこから出てきたレセプトの点検、またはジェネリックへの移行ということで、なるたけ医療費の抑制をしていきたいなというふうには考えております。

- 〇議長(土屋 忍君) 小泉孝敬君。
- ○2番(小泉孝敬君) 内容は高額医療ということで、大体今の説明でよくわかりました。恐らく今後、食生活その他、特に高齢者、特に生活保護とかひとり住まいが多いんでしょうから、特に食生活等も含めて前もってのいろんな指導というのが、今後非常に重要になってくるんじゃないかと思いますので、その辺ぜひ力を入れてやっていただきたいということを要望して、終わります。
- ○議長(土屋 忍君) ほかに質疑はございませんか。
 鈴木 敬君。
- ○5番(鈴木 敬君) 今までの質問と、その説明で大方のことはわかったんですが、しかし、ちょっと生活保護費がここ数年増大、上げ幅も大きくなっているんですが、この25年度を見ますと、当初予算が58億のところが、補正、補正で2回の補正で6億9,000万、約7億になりますよね。年間で1億以上も当初予算よりも多くなってしまうというふうなことで、ちょっと異常にしても異常で、今、下田市の一般会計予算、約90億ぐらいですか、そのうちの7億が生活保護費に充てられるというのは、これは物すごい異常な状態でありまして、原因は、今説明されたとおりで納得するところはあるんですが、これはどこかで何かしらの歯どめをしていかないと、どこまでこれが増えていくのか、1つは経済状況とかいろんなこともあると思いますが、そこら辺のところ、ちょっと財政上においても非常に心配するところであり

ます。

とにかく、1年で2回の補正で、しかも当初予算よりも1億も増えていくというのは、異常です。そこら辺についてもう一度、当局の考えをお聞かせください。

- 〇議長(土屋 忍君) 福祉事務所長。
- ○福祉事務所長(原 鋪夫君) 生活保護費の抑制ということで、申請等が出てきますと、審査するとほとんどの方が生活保護の対象になってしまうという状況は、現在否めません。ただ、申請につきましては、国のほうからも指導がありましたとおり、申請が出てきたものについては申請を受け、それを審査してから結論を出しなさいということで、審査の段階で十分注意しながら審査をしているんですけれども、ほとんどの方が生活保護の対象になってしまうというところはございます。

生活保護費が非常に増えたということで、今回も大きな要因としてご説明をさせていただきましたが、医療費の部分が多いということで、今年度は医療費の扶助合計の件数でいきますと、昨年が年間の延べ数、要するに1人が1回かかったということで数えていきますと、6,163件となっております。現在、12月末までですが、今年度はもう12月末で5,637件というふうに、もう大分去年の数字に近づいてきております。この3カ月で、もうまたある程度年間を通じて医療費のかかる方が大分多くなってきているということで、相当数出てきていると思います。

確かに、保護費だけでは1億とかというふうに、議員のご指摘がありましたとおり多額な金が増えてきております。これは、先ほどから申し上げましたとおり、入院で1人当たりの多額な額、大きな額でいいますと1人当たり年間で800万円ぐらい、入院費とか何かでかかっている方がいらっしゃいます。あと、200万とか300万、そういう方々の入院費が増えているということで、今回、相当額の増額補正をさせていただいたところはあります。

これにつきましては、医療に係る、診療に関する内容につきましては、うちのほうで、特に医療機関等の指導とかということはできませんけれども、先ほど言いましたように、そこまで至らない程度に予防等で指導をしていきたいなというふうに考えております。

ある程度、今回、財源が大変だということでご指摘がありますが、一応、例えば将来的に 今年度6億7,000万ぐらいの将来目標ということで支出が出るんじゃないかということです が、国庫補助として4億8,500万程度が国庫から入ります。その中でも、県単部分というこ とで、県が責任を持ってやらなければならない生活保護の関係が約1億近くございます。そ れの4分の3は国から来て、4分の1は県から入るということで、その分が約2,000万程度、 ですから、6億7,000万のうち5億程度が国・県の補助金で賄えるというふうになっており ます。あと、市の負担が、約1億7,000万程度が市の負担というふうになっております。な おかつ、この市の負担につきましては、国の交付税の対象になっておりますので、ある程度 の財源が入ってきているということで、だからいいということではないんですが、一応、保 護の申請の性格等を絡めまして、うちのほうは保護の指導で、ある程度保護費の抑制をして いきたいと。保護申請のほうにつきましては、国の指導どおり、出てきたものについては受 け付けたいというふうに考えております。

○議長(土屋 忍君) ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○議長(土屋 忍君) これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議はございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(土屋 忍君) ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(土屋 忍君) 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(土屋 忍君) ご異議はないものと認めます。

よって、報第1号 専決処分の承認を求めることについて(平成25年度下田市一般会計補 正予算(第6号))は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

〇議長(土屋 忍君) 次は、日程により、議第1号 認定こども園建設用地造成工事請負契 約の締結についての一部変更についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

学校教育課長。

〇学校教育課長(土屋 仁君) それでは、議第1号 認定こども園建設用地造成工事請負契 約の締結についての一部変更についてご説明をさせていただきます。

議案件名簿の2ページをお願いいたします。

平成24年12月7日、議第49号で議決をいただきました認定こども園建設用地造成工事請負契約の締結についての一部を変更したいため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由につきましては、工事内容の一部変更に伴います契約金額の増額のためでございます。契約金額の一部変更につきましては、議決いただきました契約金額3億6,435万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,735万円を、3,375万2,250円増額いたしまして、契約金額を3億9,810万2,250円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,895万7,250円に改めるものでございます。

それでは、変更内容についてご説明をさせていただきます。

主な変更内容につきましては、説明資料の1ページと2ページをご覧いただきたいと思います。

まず、こちらに記載してございますが、主な変更につきましては5点ほど記載をさせていただきました。まず、残土処理工でございます。こちらにつきましては現場精査によりまして、残土処理費用が増額となったものでございまして、当初設計で見込んでいた残土量が約650立方メートル増加し、また運搬処分費用が増額となったものでございます。運搬費用については、当初設計では現場から10キロメートル程度の場所を予定しておりましたが、適地がなく、加増野の残土処分場へ運搬することで運搬費用が増加いたしました。また、その後、現地の近隣に残土処分場が完成し、そこへ運搬することで運搬費用は減額できたものの、新たに処分費用が発生したことにより増額となったものでございます。

続きまして、2の落石防護柵でございますが、箇所につきましては2ページの平面図をお 願いしたいと思います。

図面で、②落石防護柵工と記載してございますが、こちらは駐車場背後地ののり面部分でございます。当初設計では、切り土や盛り土等の工事を行わない部分につきましては、防護柵等の設置をしないこととしておりましたけれども、こちら、開発行為にかかわります静岡県の指導によりまして、安全対策として落石防護柵延長107メートルを設置するものでございます。

次に、進入路の設置工事です。こちらも2ページの図面の③の位置でございます。

当初は、敷根1号線に右折レーン設置等の交差点改良工事を予定しておりました。ところが、警察等の協議の中で、進入路につきましては市道認定をしないという市の方針をもとに警察と協議した結果、こちらの進入路は単なる敷地への入り口であるというようなことで、交差点ではないというようなことで、警察のほうから右折レーンの設置は困難であるとの見解がありましたため、右折レーンは設けず、進入路と接続する敷根1号線の歩車道境界ブロックの切り下げ等の工事を施工いたしました。それから、下田中学校正門前に設置されている横断歩道、標識等を大賀茂側に移設いたしまして、中学生の登下校時の安全確保を図ることとしたものでございます。

次の、準備工でございますけれども、造成工事に係る準備経費の増額で、造成に伴う山林の樹木の伐採、除根、根切り、処分等の経費の増額と、造成工事に伴いまして市民スポーツセンターの電気引き込み柱を移設する必要が生じたことと、現地に設置してありました市の防災倉庫、日赤の倉庫等を工事期間中、南豆衛生プラント組合の敷地内に移設する経費が増額となったものでございます。図面をご覧いただきますと、④の2カ所の丸印の、スポーツセンター側の丸印、こちらが電柱の移設箇所です。もう1カ所、大賀茂側でございますけれども、こちらが倉庫の設置箇所を示したものでございます。

それから、5の水道工事につきましては、スポーツセンターの水道管の移設の必要性が生じたこと、また貯水槽への流入の水道管の移設の必要が生じたため、経費が増額となるものでございます。

大変雑駁な説明ではございますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(土屋 忍君) 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

土屋雄二君。

○4番(土屋雄二君) ちょっと説明お願いいたします。

この5項目あるわけなんですけれども、各項目ごとに料金を書かないというのが随分手落ちじゃないかと思います。それから、これは入札工事契約で決定しているわけなんですけれども、今度、1割近い金額が上がるんですけれども、本来の入札契約というのはどのようになっているのか。できれば、ここに写しでも結構ですので提示してほしい。この5つの工事は、予期できなかったものなのか。本来、市が追加でお願いするものなら市が払うべきですけれども、この請負契約をするときに予期できなかったものなのかどうかということが、今

聞いただけではよくわからないんですけれども、説明をお願いしたいです。

- 〇議長(土屋 忍君) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(土屋 仁君) すみません、各項目ごとの工事費、こちらのほうに掲載して ございませんで申しわけございません。口頭でちょっとご説明をさせていただきたいと思い ますけれども、お願いしたいと思います。

まず、総額3,375万2,000円ほどの増額ということで、内訳といたしましては増減さまざまございますけれども、主なものといたしましては、残土処理工で約400万程度の増額、それから2の落石防護柵工で170万ほど、3の進入路設置工で190万、それから準備工でございますけれども、こちら樹木の伐採、根切り、除根等で1,810万円、それから倉庫の移設で20万ほど、それから電柱の移設250万ほどかかってございます。それから、水道工事、これは水道の切り回しということでございますけれども大体250万ほどでございまして、またその他、減の部分もございますが、減で大体180万ほど減額になっていると。それに、諸経費が大体305万程度というようなことで、総額3,214万5,000円になりますか、それに消費税を掛けたというようなことで、合計3,375万2,250円ほどの増額というような形になってございます。

それから、1割ほどの増額になっているものでございますけれども、こちらは当初わからなかったのかというようなところでございますが、申しわけございません、当初の見込みでは、残土処理につきましては大体10キロ程度の場所、これについては南伊豆町あたりを想定しておったんですが、そちらに適地がなく、加増野の残土処分場、そちらが17キロメートルほど距離がありました。それで、運搬料が増えたと。その後、現場の下に処分場ができたんですが、そこで運搬距離については減ったんですけれども、処分料が新たに1立米当たり、恐らく1,600円程度ちょっと発生したというようなものがございます。落石防護柵については、当初見込んでいなかったんですが、先ほど申し上げましたとおり県の指導により、そういったものが必要になってきたという部分と、進入路につきましては当初契約では、もともと載せていないものでございまして、今後警察との協議により、また変更するというようなことで、当初ご説明をさせていただいたかと思います。

まことに申しわけございませんけれども、準備工につきましては、当初経費の部分では見込んであったんですが、現場精査の段階で実際の数量で計算したというようなところでございます。水道につきましても、当初、前のサンワーク、市民スポーツセンターの駐車場の中に水道管が入っていたということで、そちら造成で高さ2メートルほどの高さになってしまいますので、そちらについては見込んでいなかったというようなことで、新たに影響のない

部分に移設する必要が生じたというようなものでございます。 以上でございます。

〇議長(土屋 忍君) いいですか。

[「契約書はどうなってる」と呼ぶ者あり]

- 〇議長(土屋 忍君) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(土屋 仁君) 契約書には、おのおのの設計書の単抜きの部分がついておりまして、契約については総額3億6,435万、その点につきまして今回、増額分の仮契約をさせていただいているというところでございまして、数量の単価については契約の中には出てきておりません。

以上でございます。

- 〇議長(土屋 忍君) 土屋雄二君。
- ○4番(土屋雄二君) この請負契約時と金額が変更になった場合は、全て市が持つわけですか。過去のこういう工事でも、ちょっとわからない部分があるんですけれども、契約したらほとんど、ある程度の場合、契約のお金でやるというのが世の中の常識じゃないかと思うんですけれども、市のほうから、こういう工事の変更をしてくださいという依頼がない場合は、その仕事を請負契約でやっているんではないかと思うんですけれども、その辺の解釈についてお願いいたします。
- 〇議長(土屋 忍君) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(土屋 仁君) すみません、契約につきましては、やはりこちらの設計上、 一つ一つの単価を拾いまして、それで業者がそれぞれ見積もって入札に応じてくるわけなん ですが、やはりその中で、実際に工事をしてみて数量が非常に変更になったというような場 合については、当然その分について市のほうで見なければならないという部分がございます ので、今回の変更契約になったと。また、当初に予定になかった部分、そういった部分も発 生しておりますので、それについては市のほうで負担していくというようなことでございま す。
- 〇議長(土屋 忍君) 土屋雄二君。
- **〇4番(土屋雄二君)** 市のほうで見なければならないというのは、そういう契約条項がある わけですか。差額が出た場合は、今、市のほうが見なければならないということで、簡単に こうやって、お金が余計にかかったよと言ったら市が支払うように、そういう流れになって いるわけですか。余ったら返してくれるわけですか。その辺を教えてください。

- 〇議長(土屋 忍君) 施設整備室長。
- ○施設整備室長(土屋和寛君) 私のほうから、工事の契約に関しまして、変更のあった場合には、業者側の理由による場合には業者側から協議書が市に提出されます。市のほうで、その協議について了解という形をとれば、市のほうから業者側に対して承諾と。逆に、市のほうの理由によって変更事項が生じた場合には、市のほうから業者側のほうに、これこれこういう状況において変更が生じたので、その工事の変更を願いたいということで協議を図ります。業者側のほうでそれを承諾した場合には、逆に業者側のほうから承諾書が提出されるという項目を持って、お互いに協議、それから承諾を持って、工事に関しては、一応そういった書面によるものを交わしておきます。

全体として、工事の、そのときに変更があったときに、一応承諾が願えれば一番いいんですけれども、工事に関しては工期内に幾つもの変更事項が生じます。それらを、要するに最後にまとめまして、今回変更増減という形でこちらのほうに提出しまして、この変更案件を協議願うという形になったものです。

○議長(土屋 忍君) すみません、3回目ですので。すみません。

ほかに質疑はございませんか。

[「だから、協議書というのがあるなら協議書を提出していただきたい」と呼ぶ者あり]

- ○議長(土屋 忍君) 変更契約にかわる協議書というのはどうなんでしょうか。 施設整備室長。
- ○施設整備室長(土屋和寛君) 協議書がありますのであれですけれども、協議書の中には金額等については明示がありませんので、その変更内容については、一応お見せできるとは思います。
- ○議長(土屋 忍君) 質疑の途中でありますけれども、ここで10分間休憩をしたいと思います。

午前10時57分休憩 ———————— 午前11時 7分再開

○議長(土屋 忍君) 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を続けます。

大川敏雄君。

- ○14番(大川敏雄君) 今回の契約議案は、今説明を受けたように、当初の契約から約3,370万ぐらい増やそうと、こういうことですが、予算についてはいわゆる枠内であるので補正することはないと、こういう代物です。3,300万契約は上げるけれども、予算的には、これはもう既に予算議決した内容で対応できるので、補正は今回ありませんと、こういう内容なんですが、ぜひ議長さんにも特段のご配慮願いたいんですが、ご承知のとおり、昨年の12月に南海トラフ巨大地震対策特別措置法が制定されました。これの法律の内容、あるいは新聞等を見ますと、この造成事業は補助対象に私はなるんだろうと思うんです。国の3分の2の補助対象に合致するんではなかろうかと、こう思うんですが、ひとつその点まず最初、どういうことであるかお答えいただきたいと思います。
- 〇議長(土屋 忍君) 副市長。
- ○副市長(糸賀秀穂君) 南海トラフの大地震の特別措置法が成立いたしまして、この内容につきましては、先日、国のほうから送られてまいりました。詳細につきましては、主務大臣が基準を定めるという形になっておりまして、その詳細についての内容がまだこちらに届いておりませんが、内容については、例えば集団移転とか、あるいは低地から高台へ移転する場合の国の補助について、特例的に3分の2の割り増し補助がございますけれども、これについては、まず国が推進地域として指定します。その推進地域を受けて、特別強化地域指定をさせていただく形になります。特別強化地域の指定をしたときに、特別の事業計画をつくらなければならないという、そういう仕組みになっております。

公共施設等が高台に移転する場合におきましては、この計画に位置づけなければ補助の対象にならないということでございまして、その計画というのが、国のほうで考えているのが、地域防災計画ということで考えておりまして、その地域防災計画の中にそういった内容を盛り込むことによって、補助対象となる可能性があるということでございます。これについては、国の基準に合致するかしないかというところが最終的なものになりますが、そういうことで、現在下田市におきましては、そういった計画に位置づけておりませんので、今後、それが位置づけた場合に、先付で対象になるのかならないのかというところもまだ詳しい情報が入っておりませんので、その辺につきましては情報が入り次第、またお伝えしたいと思います。

以上でございます。

- 〇議長(土屋 忍君) 大川敏雄君。
- **〇14番(大川敏雄君)** 実は、この特別措置法はご存じのとおり、昨年の8月に川勝知事が

国の措置法が遅いじゃないか、8人ぐらいの知事で国に早くつくれと、いわゆる国が、本来だと昨年の2月頃にできているのが普通なんです。これが遅れた。そして、今回、この事業が約4億円かかるわけだ、造成はね。それがほとんど、市長、あるいは議会も陳情に行ったけれども、いわゆる起債の交付税の対象にならないし、補助も出ませんよと、裸で借金なり何なりやりなさいと、こう冷たく言われたわけです。しかし、内容を見てみますと、この造成工事は、予算的には平成25年度の予算のほうが大きいわけです。ほとんど、85対15ぐらいかな。24年度が15、そして25年度がまあ85%、予算的な配分は。

そこで、私は諦めないで、これは下田市が一応陳情した経過もあるし、県にひとつ、知事なんかにも、ぜひこれはひとつ面倒を見てほしいと、やろうじゃないかと、それで国に上げたら、いわゆる地元の国会議員を通じて、遡及できるかどうかというぐらい、いわゆる精力的にアタックする必要があるんではなかろうかと思うんです。このことが、1億なり2億なり、いわゆる自主財源の軽減になるわけで、最も重要だと思うんです。

ぜひひとつ、市長、その点について今日以降、そういうアタックを政治的に動いてみたら どうかと思うんですが、いかがですか。

〇議長(土屋 忍君) 市長。

- ○市長(楠山俊介君) 限られた苦しい財源の中でやるべき仕事をという中で、そういう工夫はきちっとしなければならないというふうに思います。おっしゃるとおり、要望活動をさせていただいたときには、まだそのようなルールが整備されていないというような中で、当てはまらないというような状況にもありました。その後、今、副市長より説明がありましたが、いろいろ制度が充実してきましたけれども、この工事自体先行しているところですので、それがこれからそのものに当てはめていけるのかどうなのか検討いたしますし、また、県あるいは国なりの要望のほうも、それに伴いまして必要ならしっかりやるということで用意をさせていただきたいと思いますので、大川議員のおっしゃること、検討して対応したいというふうに思います。
- 〇議長(土屋 忍君) 大川敏雄君。
- ○14番(大川敏雄君) 市長、この件については、少なくても対国会議員に対しては超党派で、やっぱり市長、あるいは県がそうだということになれば、やはり超党派で対応すると、そして財源確保をすると、こういうのが本来の筋だと思いますので、よろしくお願いします。
- ○議長(土屋 忍君) ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○議長(土屋 忍君) これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議はございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(土屋 忍君) ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(土屋 忍君) 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議はございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(土屋 忍君) ご異議はないものと認めます。

よって、議第1号 認定こども園建設用地造成工事請負契約の締結についての一部変更については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長(土屋 忍君) 次は、日程により、議第2号 認定こども園建設工事(建築)請負契約の締結についての一部変更についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

学校教育課長。

〇学校教育課長(土屋 仁君) 議第2号 認定こども園建設工事(建築)請負契約の締結に ついての一部変更についてご説明させていただきます。

議案件名簿の3ページをお願いいたします。

平成25年6月20日、議第38号で議決いただきました認定こども園建設工事(建築)請負契約の締結についての一部を変更したいため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由につきましては、工事内容の一部変更に伴います契約金額の増額のためでございます。契約金額の一部変更につきましては、議決いただきました契約金額3億3,915万円、

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,615万円を、315万1,050円増額いたしまして、 契約金額を3億4,230万1,050円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,630万50円に 改めるものでございます。

それでは、変更内容についてご説明をさせていただきます。

主な変更内容につきましては、説明資料3ページ、4ページをご覧いただきたいと思います。

主な変更内容につきましては、3点ございます。1点目は、地業工事でございます。4ページの図面の①で示した箇所の基礎部分の地盤改良工事の費用の増加でございます。当初設計では、地盤改良工事につきましては盛り土をした部分、この認定こども園の建物の右側の敷根1号線側、こちらの柱の4カ所、それから突き出ている部分、非常階段の部分、2カ所について、基礎の地盤改良を予定していたところでございますけれども、掘削した結果、市民スポーツセンター側の柱の基礎6カ所についても地盤改良工事が必要となったというものでございます。

2点目につきましては、金属工事ということでございまして、2階の4歳、5歳児保育室でございますけれども、こちらの園庭側に園児の転落防止用の手すり、延長が34.6メートル、こちらを追加するものでございます。保育室の窓につきましては、ストッパーがついておりまして10センチほどしかあかない構造にはなっておりますけれども、万が一の場合安全確保を図るということで、設置をお願いするものでございます。また、建物の市民スポーツセンター側、こちらについては遊戯室となってございますが、そちらには最初から転落防止用の手すりを設置する設計となっているものでございます。

それから、3点目でございますけれども、これは工作物の工事でございまして、図面③の 箇所でございます。建物の駐車場側、こちらに右側が受水槽、それから左側が受電のための キュービクルでございますけれども、これは当初設計では、こちらについては直接地盤に基 礎を計画していたところでございますけれども、現場を精査した結果、支持地盤まで掘削し、 コンクリートを流し込む工法に変更したことによる増額でございます。

それから、またこちらについてもおのおのの事業費等が掲載されてございませんので、ちょっとざっとまた口頭でご説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

1番目の地業工事、いわゆる基礎の増加でございますけれども、こちら増額で約75万円、 それから、建築の手すりの設置でございますけれども48万円ほど、それから外構の工作物、 キュービクルと受水槽の基礎の変更については93万円程度ということでございます。

大変雑駁な説明でございましたけれども、議第2号 認定こども園建設工事(建築)請負契約の締結についての一部変更についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(土屋 忍君) 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

竹内清二君。

○1番(竹内清二君) すみません、金額が少ないのでさほど問題視はしないのかなと思ったんですけれども、ちょっと今の説明で、二、三点不明といいますか、疑問点になったところがありますので、その点について整理させていただくために質問させていただきます。

まず、地業工事のほうなんですけれども、先ほど、造成を行って不良箇所、地盤的に不備があるということで改良工事を追加したというご説明をいただきました。通常ですと、確認申請時に行う基礎の構造計算等々によって、この地盤のほうが調査を行った上で基礎の工法というのが決まる、それに基づいて工事の見積もりといいますか、入札、各工事業者の積算が始まるという段取りになると思うんですね。今のお話ですとちょっと、タイムラグがそこの部分でおかしくなってしまいますので、改めてお伺いします。この地業工事が必要となるという判断を行ったのは、どのタイミングなのかをもう一度ちょっと教えていただきたいと思います。

あと、金属工事の部分なんですけれども、ちょっと確認させてください。バルコニー、ベランダが多分あったのかなと思うんですけれども、これを見させていただくと、保育室への手すり設置工ということになりますと、サッシ自体に手すりをつけたということなのかどうか、そこの部分をお答えいただきたいと思います。

それと、キュービクルのご説明の中でも、支持地盤までに安定させなければいけないということに関しましても、本来ですとこのキュービクル、さほどその大きさ、受水槽も含めてなんですけれども、大きさはそんなに変更されていないと思うんですよ、設計段階から。それにもかかわらず、支持地盤まで行わなければいけなかったということは、設計段階でそこは見抜けなかったのかどうか、ちょっとお伺いさせていただきたいと思います。

以上、3点です。

- 〇議長(土屋 忍君) 施設整備室長。
- 〇施設整備室長(土屋和寛君) まず、金属工事の関係なんですけれども、20センチの手すり

の追加という形の中で、一応腰壁といいますか、そちらのほうから、一応腰壁から上までサッシがあるんですけれども、その腰壁のところから追加という形の中で20センチ上に手すりを設けております。

あと、恐らくちょっと確認をしてみないとあれですけれども、確認申請時、当然地盤調査等々やっていると思うんですけれども、現状で支持地盤の関係で、どうしてもこちらの支持地盤の状況等について6本分、そちらに到達しないところがあるという報告をちょっと受けておりますので、そちらの関係について1カ所当たり4本という中で、この24本の追加があったということで聞いてはいるんですが、そちらの確認申請上どうのこうのというところになりますと、詳しいところはちょっと聞いておりませんので、確認は今のところできていない状況です。

それからあと、キュービクルと受水槽については、一応県のほうの指示によって、ラップ ルコンクリートでその支持地盤まで到達できない部分については処理しなさいという形の中 で、変更があったと聞いておりますので、そういう形での変更という形で聞いております。

〇議長(土屋 忍君) 竹内清二君。

○1番(竹内清二君) そうなりますと、今のご説明ですと、基礎地盤の改良工事においては、設計段階でここの基礎のボーリング、あるいは地盤地質の調査を行っていないという説明になってしまうと思うんですよ。本来、我々、我々といいますか設計士が行う基礎の工事の中で、特に今回みたいにフーチングに対する地盤改良、コアを抜いての改良ということになりますと、相当な、それが必要だということであれば、その上の部分のフーチング、いわゆる基礎の部分というのも設計変更になってくると思うんですよ。そこまで繊細にやるということは、確認時に本来はやっているはずなんですね。やっていないと確認変更という形になりますし、これを通した役所、あるいはその審査機関は何だという話に、本来ですとなってしまうんですね。

ですから、多分これは、入札後に地盤改良工事が必要になったというものになりますと、 ルールといたしましては、設計の瑕疵というものになってしまう可能性もあります。そこの 部分について、当局の皆様は問題がなかったかどうかというものを再度確認させていただき たいと思います。

あと、金属工事の部分については、多分想像ですけれども、90センチの腰壁があっての20センチ、要するに手すりとしての1メートル100の基準というものを満たすためという判断でしょうか。もう一度、そこの部分をお伺いさせていただきたいと思います。

- 〇議長(土屋 忍君) 施設整備室長。
- ○施設整備室長(土屋和寛君) 今の手すりの関係については、1メートル100という安全高さを満たすために、90センチプラス20センチという中での手すりの追加という形になります。確認申請上という形のものはあったんですけれども、ボーリング調査等々の箇所の関係等々もあると思いますので、それについては、いま一度ちょっと確認してみないと、どこの箇所についてボーリング調査をして、その支持地盤を算定したのかというところがちょっと、今のところわかりませんので、それをちょっと調査し、議員さんのほうに報告させていただきたいと思います。
- 〇議長(土屋 忍君) 竹内清二君。
- ○1番(竹内清二君) 3回目の質問ということになりますので、できればそこら辺のそのタイムラグ、時間差で、どういう経緯でこの変更が必要となったかというところまでの資料を提出いただきたいと思います。

これは、総論といいますかあれなんですけれども、技術屋が、やはり室長がいらっしゃる中で、先ほど言いましたとおり、やはりめっぱってない部分、めっぱってなければいけない部分というのがこういったところに出てくると思うんですね。先ほども室長が言いました90センチ、窓であれば90センチでオーケーなんですけれども、これを手すりとしてみなせば、1メートル100をとるのは当然なんですよ、技術屋としては。

そういった面で、この計画といいますか予算組みというものを、技術屋目線でしっかり行うことが、当初予算の適切な金額の位置を提示するというというところにつながっていくと思います。議第1号においても、やはりそういった部分でどうしても見抜けなかった部分、あるいは見落としていた部分というのもあったのかなという感もございますので、ぜひとも当局の皆様及び執行に関しましては、今後も、技術職の採用も含めてしっかりと考えていただければなと思います。

以上です。

- ○議長(土屋 忍君) ほかに質疑はありませんか。
 〔発言する者あり〕
- 〇議長(土屋 忍君) 副市長。
- **○副市長(糸賀秀穂君)** 申しわけございません。資料の提出についてのちょっと協議の時間 をいただきたいと思いますので、暫時休憩をお願いしたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

○議長(土屋 忍君) ここで暫時休憩いたします。

午前11時32分休憩

午前11時58分再開

○議長(土屋 忍君) 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を続けます。

施設整備室長。

○施設整備室長(土屋和寛君) 大変貴重な時間をいただきまして、まことに申しわけありませんでした。それでは、お手元の資料に従って説明させていただきます。

お手元の資料は、確認申請時の図面となっております。まず、1枚目のボーリング地図柱 状図という形でありますけれども、先ほどご質問のボーリング箇所を示しております。ボー リングについては、図面の真ん中の上に、ボーリングナンバー1と、それから右下にボーリ ングナンバー2という形であります。この箇所をボーリングした中での設計となっておりま す。

2枚目と3枚目をご覧ください。

この2枚目と3枚目は、ボーリング柱状図という形になっておりまして、大体支持地盤、 真ん中に円錐の形でありますけれども、このN値が大体50というところが支持地盤となって おりまして、大体この柱状図を見ますと、3メートル前後がN値50という形になっておりま す。この設計に従いまして、その計画をしたんですけれども、現状で、現地を掘削後、支持 地盤がもっと下にあるという形のものが見つかったため、今回の変更となったものでござい ます。

以上でございます。

○議長(土屋 忍君) 質問者のほう、答弁はよろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。

小泉孝敬君。

○2番(小泉孝敬君) 1点だけすみません。技術的なことはちょっと私もよくわかりませんが、今までの説明を聞きますと、これは安全を目指して、変更という変更というのは来ると思うんですけれども、先ほどの説明で、その変更になる場合も業者からという場合と、市の担当から変更してくれと、二通りあるという説明だったんですが、変更においても、例えば先ほどの例で、県なり警察等でこういうところは危ないからこういう変更をしなさいよとい

う、これはまあわかるんですけれども、あとの内容をいろいろ見ますと、当初の設計段階でも、いわゆるこういったものが危ないからとか、事前にわかるような内容のところが随分あるような気もするんですが、市、担当としては、我々も2回ほど現地調査に委員会で行かせてもらいましたけれども、要所要所でそういう技術的な指導というものは、途中で、そういう変更の指導、変更の指導と言ったらおかしいんですが、そういったものはどういう時点で出していくものなんですか。

- 〇議長(土屋 忍君) 施設整備室長。
- ○施設整備室長(土屋和寛君) 月に2回ほど定例会議を行っておりまして、現場の工事担当と設計事務所、それから、あと市の担当が入りまして協議を行います。その中で、いろんな変更事項等々が出てきたときには打ち合わせを持ちまして、市の原因によるものについては市側からの協議と、それから現場側の事情による場合には現場側からの協議を経た中で、そちらについて内容を精査し、お互いに承諾という形の中で取り交わしております。
- 〇議長(土屋 忍君) 小泉孝敬君。
- ○2番(小泉孝敬君) 工事に入ってからはそういう形で協議して、設計の段階でも同じような協議を、いわゆるこういったものでもできるだけ安く安全にというふうな、特にそういう意向で一番みんなが使いやすいような形で、特に認定こども園は本当に安全を第一にやると思うんですけれども、設計の段階でもそういった細かい協議はお互いあれなんでしょうか。
- 〇議長(土屋 忍君) 施設整備室長。
- ○施設整備室長(土屋和寛君) 設計の段階では、市のほうで設計事務所のほうに基本設計、 実施設計という形で委託をしておりますので、それを受けて設計事務所のほうが図面を描き、 県のほうに申請し、確認申請がおりるという形のものがあります。その確認申請をもとに実 施設計等々を作成しまして、いろんな数量から単価を、県の単価等々を使いまして、全体の 事業費を割り出すという形になっております。現場の協議というのは、工事屋さんがその工 事を受けた後、現場に入った中での協議となります。
- 〇議長(土屋 忍君) 小泉孝敬君。
- ○2番(小泉孝敬君) 流れは大体わかりました。説明を聞いていると、前もっていろんな形で細かいところまで配慮すれば、ちょっとこういった途中での変更を防げた案件も幾つかあるんじゃないかと思いますので、今後はぜひ、いろんな工事が今後あると思うんですけれども、技術系では非常に大変だと思うんですが、そういう面で人事も含めてそういった層をたくさんあれして、事前に、そういう変更がないような形で今後やってもらえればと思います。

以上でございます。

○議長(土屋 忍君) ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(土屋 忍君) これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議はございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(土屋 忍君) ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(土屋 忍君) 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(土屋 忍君) ご異議はないものと認めます。

よって、議第2号 認定こども園建設工事(建築) 請負契約の締結についての一部変更については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(土屋 忍君) 以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしまし

○議文(工座 心石) 以上で、平崎时云に竹譲されました余件の番譲は主で終了いたしまた。

これをもって平成26年2月下田市議会臨時会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午後 0時 6分閉会